

新株予約権および新株予約権付に関する会計処理(草案)

新株予約権の発行会社の会計処理について

新株予約権の発行会社の会計処理について、発行時に負債計上し、その後、権利行使により株式を発行する場合、資本金、資本準備金に振り替え、権利行使をしないものは特別利益に計上する案には、資本取引か損益取引か曖昧でミスリードする恐れがあるので反対です。

理由は、負債に計上するには負債の性格(将来支払い義務が生ずるか、利益の繰り延べ)がなければならぬ。明らかに負債ないし債務の性格がないものを負債の部に計上することとなり、ミスリードする。

新株予約権の発行は資本取引であり、発行時に資本準備金に計上すべき性格である。新株予約権の発行という事実は、発行という事実は完結しているものであり、新株予約権の行使とは切り離して考えるべきものである。商法の限界があるが、企業会計基準委員会は、日本唯一の会計の独立した専門機関として商法の改正に寄与すべきである。

上記にも関連するが、企業会計基準委員会が独立機関として純粋に会計的視点で**本気で会計基準の開発を行うのか**、商法の下請けとしての役割に過ぎないのか試されています。

日本唯一の独立した会計基準開発機関として完成度の高い会計基準を期待しています。

公認会計士 横山明

Feb.1, 2002